

日薬連発第 316 号  
平成 27 年 5 月 7 日

加 盟 団 体 殿

日本製薬団体連合会  
(押印省略)

マイナンバー（社会保障・税番号）制度の周知・広報への  
協力依頼について

標記について、厚生労働省医政局総務課より、別添のとおり依頼がありましたので、貴団体加盟企業に周知方よろしく願います。

事 務 連 絡

平成27年4月30日

日本製薬団体連合会会長 御中

厚生労働省医政局総務課

マイナンバー（社会保障・税番号）制度の周知・広報への協力依頼について

本年10月以降、マイナンバーの付番・通知が始まり、来年1月からマイナンバーの利用が開始されます。

すべての国民、すべての事業者に関係するマイナンバー制度の施行に向け、貴団体におかれましても、別紙のマイナンバーに関する広報・普及啓発媒体もご活用いただき、会員等に対して、マイナンバー制度の周知・広報にご協力賜りたく、ご連絡申し上げます。（下記に対応例をお示ししています。）

なお、マイナンバー制度の概要資料（別添1）及び民間事業主向けの資料（別添2）を添付させていただきますので適宜ご活用ください

※ 対応例

- 貴団体の機関紙、ホームページ、SNS（メルマガ、Facebook、twitter等）等を活用した情報発信
  - ・ 広報誌や機関誌にマイナンバー特集記事を掲載いただける場合には、原稿案を内閣官房から提供することも可能です
  - ・ マイナンバーホームページやコールセンターの紹介等の情報発信をご検討ください。
- 貴団体HPトップページにマイナンバーのバナー掲示
  - ・ 詳細は別紙をご覧ください。
- 関係業界内の説明会・勉強会の開催
- チラシその他の広報媒体の配付、活用

(参考) 周知広報関連資料の例

(社会保障・税番号制度 HP)

- ・ マイナンバー広報資料（サマリー版・全体版）
- ・ 事業主向けマイナンバー広報資料

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>



(特定個人情報保護委員会 HP)

- ・ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン

<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/>

(厚生労働省 HP)

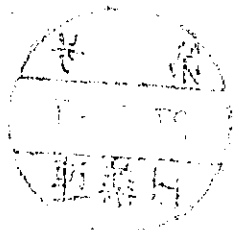
- ・ 事業主のみなさまへ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000063273.html>

(国税庁 HP)

- ・ 社会保障・税番号制度について

<https://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm>



(参考)

○地方公共団体での取組事例

- ・説明会・出前講座等の実施
  - \*地域の経済・税・社会保障その他の関係業界団体等への説明会等の開催
  - \*自治会、婦人会、民生委員児童委員、学校等に対する説明会・出前講座の実施
  - \*税務署、年金事務所、ハローワーク等とタイアップした説明会等の開催
- ・広報紙、ホームページ、SNS（メルマガ、Facebook、twitter等）での情報発信
- ・ポスター掲示、チラシの配布
- ・各地方公共団体ホームページにマイナンバーのバナー掲示
- ・他の地方公共団体との情報共有

○内閣府（内閣官房）から各省庁への依頼事項

- ・各省庁広報紙や各業界紙でのマイナンバー特集記事の掲載
- ・各省庁SNSでのマイナンバー関係情報発信
- ・各省庁ホームページのトップページにマイナンバーのバナー掲示
- ・関係業界団体に対し、マイナンバー周知・広報の協力依頼
- ・地方公共団体や関係業界団体向けの説明会等の開催
- ・関係省庁から、税務署、年金事務所、ハローワーク等に対し、地方公共団体とタイアップした説明会の開催等の協力依頼
- ・身分証明証が必要な手続きについて、個人番号カードが使用できることの周知
- ・法人番号の積極的な活用の検討

(別紙)

## マイナンバー（社会保障・税番号）制度の広報について

### 1 広報・普及啓発媒体について（平成27年2月時点）

#### (1) マイナンバーホームページ

内閣府（内閣官房）として、マイナンバー（社会保障・税番号）制度のホームページを開設し、広報・普及啓発媒体やよくある質問（FAQ）などを掲載しています。また、関係省庁の特設サイトへのリンクも掲載しています。

◆ホームページアドレス：<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

◆検索ワード：「マイナンバー」

◆関係省庁のマイナンバー特設サイト

・特定個人情報保護委員会

<http://www.ppc.go.jp>

・総務省

地方税：

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/56538.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/56538.html)

個人番号を活用した今後の行政サービスのあり方に関する研究会：

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/mynumber/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/mynumber/index.html)

・国税庁（マイナンバー特設サイト）

<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm>

・厚生労働省（マイナンバー特設サイト）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062603.html>

#### (2) マイナンバー公式ツイッター

マイナンバー公式ツイッターで情報発信を行っており、内閣府（内閣官房）の情報に加え、関係省庁のホームページの更新情報の紹介などを行っています。

◆公式 twitter：[https://twitter.com/MyNumber\\_PR](https://twitter.com/MyNumber_PR)

#### (3) マイナンバーコールセンター

内閣府（内閣官房）において、平成26年10月1日よりコールセンターの運営を開始しています。国民や事業者からのご質問に回答するとともに、必要に応じ、関係省庁につなぐことにより、ワンストップでの対応を行っています。

◆電話番号：日本語 0570-20-0178（マイナンバー）

英語 0570-20-0291

◆受付時間：平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始除く）

◆開設期間：平成26年10月1日～平成29年9月末（予定）

(4) マイナンバー啓発用ポスター

マイナンバー啓発用ポスターを平成26年10月に、地方公共団体、税務署、年金事務所、ハローワーク等に配布しました。

マイナンバーホームページにも、ポスターの電子データを掲載していますので、印刷してチラシ等にご活用ください。

◆ポスター：<http://www.cas.go.jp/seisaku/bangoseido/kouhou.html>

(5) 民間事業者向け資料

関係省庁のホームページで、以下のような資料が公表されています。(随時、最新情報に更新される予定)

ア 内閣府 (内閣官房)

・事業者向けマイナンバー広報資料 (説明文付)・FAQ (よくある質問) 等

イ 特定個人情報保護委員会

・民間事業者向けガイドライン・Q&A・ガイドライン説明資料 等

ウ 総務省

・地方税関係資料

・個人番号を活用した今後の行政サービスのあり方に関する研究会資料 等

エ 国税庁

・国税関係資料

・法人番号関係資料

オ 厚生労働省

・医療保険者向け資料

・民間事業者向け資料 (社会保障関係)

(6) 政府広報

当面、今年度中に、TVCM (3月第2週から3週間の予定)、新聞記事下広告 (3/15 (日)、16 (月) の予定)、新聞折込広告 (3/29 (日) の予定)、雑誌、WEB等、多様なメディアを活用したマイナンバー制度の広報を実施予定です。

(7) 外国人向け広報

現在、特設ホームページ内で、英語での情報提供を順次始めており、今後、中国語 (簡体字・繁体字)、韓国語、ポルトガル語、スペイン語の情報提供も順次始める予定です。コールセンターも来年度は5か国語で対応可能とする予定です。

(8) 今後の予定

今後、障害者向けの広報についても媒体の作成等を行う予定です。

その他、マイナンバーの周知・広報に活用可能な媒体等はホームページで広く情報提供するほか、随時お知らせする予定です。

## 2 マイナンバー広報用ロゴマークの使用について

内閣府（内閣官房）では、マイナンバーの広報・啓発を促すためのロゴマーク（マイナちゃん）を作成しました。

本ロゴマークにつきましては、地方公共団体や個人番号利用事務実施者である健康保険組合、当室から広報の協力依頼文書を発出した団体等は、使用許可を経ずにマイナンバーの広報に使用することが可能です。なお、民間企業・団体等については、当室の利用承認を受けていただいた上で使用していただいております。

ホームページや広報紙、独自のチラシ等の作成に当たり、積極的にご活用ください。

なお、民間企業等によるロゴマークの使用の詳細については、マイナンバーホームページに掲載している「マイナンバーロゴマーク使用規約」及び「マイナンバーロゴマーク利用ガイドライン」をご確認ください。

ロゴマークの詳細：

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/logo.html>



## 3 マイナンバーホームページのバナー画像について

マイナンバーホームページのリンク用バナー画像をホームページで公開しています。ホームページ右上の「リンク設定について」をご覧ください、積極的にご活用ください。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/link/>

